

厚岸町水道事業告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により事業を廃止した給水装置工事事業者の指定の取消をしたので、厚岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第22号）第7条により告示する。

令和2年3月31日

厚岸町長 若 狭



1 指定給水装置工事事業者名

指定番号	指定給水装置工事事業者名	住 所	電話番号
19	株式会社ホームクリニック オオサキ	釧路市若松町16番16 号	0154-31-0039

2 指定廃止年月日 令和2年3月31日